

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年12月25日（平成29年（行情）諮問第505号）

答申日：令和2年7月2日（令和2年度（行情）答申第118号）

事件名：「「たちかぜ」自殺事案について（報告）に関する調査結果について」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年3月24日付け防官文第4963号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消し及び全部開示の決定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

異議申立人は、以下の理由により、平成17年～18年当時の護衛艦隊司令部幕僚らに対する聞き取り調査結果を黒塗りにするのは不適切と考える。

ア 不祥事に関する調査とは異なる

不祥事に関する調査の場合は、調査対象者が不祥事の被疑者等からの報復を恐れて率直な回答を躊躇するおそれがある。また、自らが処罰・処分されることを恐れて、率直な回答を躊躇するおそれがある。この場合には、そうした事態を可及的に回避し、率直な回答を得るため、回答結果を秘匿する必要があることはある程度首肯し得る。

しかし今回問題となっているのは、不祥事に関する調査結果ではなく情報開示請求に対応するための調査結果であり、また公務員としての通常業務（事故調査）の内容について回答を求めているにすぎず何ら報復・処罰・処分につながる回答を求めるものではないから、開示しても差し支えないと考える。

イ 同時に開示された調査結果のまとめから、各幕僚からの回答内容が

ほぼ類推できるので、各幕僚の回答結果をあえて秘匿する必要はない。せいぜい各幕僚の氏名等を秘匿すれば足りる。

ウ 同種の調査に係る過去の情報開示の先例において、調査対象者の氏名・階級・回答内容が開示されていたのと権衡を欠く（例えば、特定文書番号）。

(2) 意見書

ア 「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）違反について

同申合せによれば、諮問は不服申立てから原則として30日以内、遅くとも90日以内に行うこととされているが、本件は不服申立てから諮問まで数年を要している。しかも同申合せによれば、30日を超えることが許されるのは「改めて調査・検討等を行う必要がある場合である。本件においては、30日はおろか、90日を数年も超過しているからには、諮問庁・処分庁はさぞかし詳細な「調査・検討等」を行ったのかと思いきや、「理由説明書」を読む限り、ほぼ原処分における主張を繰り返しただけである。このように、同申合せに定められた期限を漫然と超過するようなことは許されるべきでない。いずれにせよ、90日を数年も超過するのは、常軌を逸している。

なお、別紙（省略）によれば、諮問庁・処分庁においては、本件以外にも同申合せの期限を超過した文書が大量に存在するようであるが、平成28年度に不服申立ての件数が前年度の4倍になったので、平成28年度以降は、不服申立てから諮問まで90日をどれだけ超過しても同申合せ違反になることはない、と言っているようにさえ読める。さらには、平成27年度以前の不服申立てについても、諮問まで90日をどれだけ超過しても同申合せ違反になることはない、と言っているようにさえ読める。これだけでも諮問庁・処分庁の情報公開請求に係る不服申立てに対する考え方に首をかしげざるを得ないが、そもそも不服申立てが増加したのは、給油量取り違え隠蔽事件、たちかぜアンケート事件・南スーダン日報事件等により、諮問庁・処分庁の情報公開事務の適正性に疑問が生じたからであろう。それを逆手にとって不服申立てから諮問までの遅延を正当化するのは、「焼け太り」のようなものでありおかしい。

審査会におかれては、かかる諮問庁・処分庁の考え方が妥当かどうか検討し、要すれば諮問庁・処分庁を指導してもらえれば幸いである。

イ 近日中に「追加意見書」を提出する。

諮問庁・処分庁は、不服申立て事案を前記申合せに違反し数年も抱

え込んだ挙げ句、一挙に諮問してきた。本来であれば、不服申立人は3週間程度で意見書を提出しなければならないところであるが、とても間に合わない。さらにいえば、諮問庁・処分庁が数年も準備して諮問したのに対し、不服申立人は3週間程度で反論せよというのは、不公平である。したがって、まず、本日必要最小限の内容を記した意見書を提出した上で、近日中に追加意見書を提出することとしたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「別紙第1・別紙第2（省略）の「聞き取り」の過程で作成・収集・取得された文書一切。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙に掲げる行政文書を特定した。

本件開示請求に対しては、平成27年3月24日付け防官文第4963号により、法5条1号及び6号柱書きの不開示情報に該当する部分を不開示とする原処分を行った。本件異議申立ては、原処分に対して提起されたものである。

2 不開示とした部分及び理由について

原処分において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、別表1のとおりである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「聞き取り調査結果を黒塗りにするのは不適切と考える」と主張し、不開示部分の取消し及び全部開示の決定を求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表1のとおり同条1号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものである。以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| ① 平成29年12月25日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成30年1月15日 | 審議 |
| ④ 同年2月6日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ 令和2年6月9日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同月30日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書1及び文書2である。

異議申立人は原処分 of 取消し及び全部開示の決定を求める旨主張するが、異議申立書の内容に鑑みれば、具体的には原処分で不開示とされた部分の開示を求めるものと解される（なお、異議申立人は、上記第2の2（2）イのとおり、当審査会に対し、近日中に追加意見書を提出する旨主張するが、その後2年4か月以上経過した時点においても、当該追加意見書の提出はなされていない。）。

諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、原処分で不開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分については、改めて検討した結果、開示することとするとの説明があったので、以下、当該部分を除く不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について判断する。

(2) 法5条1号該当性について

下記(3)に掲げる部分を除く本件不開示維持部分には、既に退職した元職員の再就職先等及び当該再就職先の電話番号並びに自宅の電話番号が記載されていることが認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められ、法6条2項による部分開示の余地はないことから、法5条1号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 法5条6号柱書き該当性について

ア 文書1の3枚目ないし7枚目並びに文書2の3枚目、4枚目及び6枚目の本件不開示維持部分のうち、ヒアリングの回答内容が記載されている部分には、ヒアリングを担当する職員が、既に退職した元職員又は他部署へ異動した職員に対して、当該元職員等が過去に所属していた部署における当該元職員等の担当職務等に関する聞き取り調査を行い、これに当該元職員等が回答した内容が具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

イ 異議申立人は、「同種の調査に係る過去の情報開示の先例において、調査対象者の氏名・階級・回答内容が開示されていたのと権衡を欠く」と主張することから、この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、当該先例においては、当該部分と同様の、関係者からの任意の聞き取り調査における回答内容等

の一部が開示されているのは事実であるが、将来の同様の調査において、対象者に忌憚なく、具体的かつ詳細な事実について回答してもらい、もって正確な事実の把握に努める観点からは、こうした回答内容等は本来不開示にすべきであったと考えられ、原処分においては、かかる理由から当該部分を不開示とした旨説明があった。

ウ 当該部分は、これを公にすることにより、将来の同様の調査において、対象者から忌憚なく、具体的かつ詳細な回答を得ようとしても十分な協力が得られなくなり、正確な事実の把握が困難になるなどとする上記イの諮問庁の説明は首肯でき、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約2年7か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理につき、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙

- 文書1 「たちかぜ」自殺事案について（報告）に関する調査結果について（26.10.24。海幕情・個室）
- 文書2 「たちかぜ」自殺事案について（報告）に関する調査結果について（その2）（26.12.4。海幕情・個室）
- 文書3 『「たちかぜ」自殺事案について（報告）』についての情報公開請求に係る経緯

別表1（原処分において不開示とした部分及び理由）

1 「たちかぜ」自殺事案について（報告）に関する調査結果について（26.10.24。海幕情・個室）

不開示とした部分	不開示とした理由
ヒアリング対象者の氏名，現在の配置等，所属等（現在），階級及びヒアリング内容の全て並びに注釈及び所属等（当時）の一部	個人に関する情報であり，特定の個人が識別されることから，法5条1号に該当するとともに，これを公にすることにより，ヒアリング対象者が識別され，今後，同種の調査に当たり，ヒアリング対象者が忌憚なく事実を陳述することを回避するなど，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，同条6号柱書きに該当するため不開示とした。

2 「たちかぜ」自殺事案について（報告）に関する調査結果について（その2）（26.12.4。海幕情・個室）

不開示とした部分	不開示とした理由
ヒアリング対象者の氏名，現在の配置等，所属等（現在），階級及びヒアリング内容の全て並びに当時の配置及び調査結果本文の一部	個人に関する情報であり，特定の個人が識別されることから，法5条1号に該当するとともに，これを公にすることにより，ヒアリング対象者が識別され，今後，同種の調査に当たり，ヒアリング対象者が忌憚なく事実を陳述することを回避するなど，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから，同条6号柱書きに該当するため不開示とした。

別表 2（新たに開示することとする部分）

文書番号	頁	新たに開示することとする部分
文書 1	1 枚目	1（1）の表中「氏名」欄及び「現在の配置等」欄 1（2）イの不開示部分全て
	3 枚目ないし 7 枚目	「所属等（現在）：」欄及び「階級・氏名：」欄
	4 枚目及び 7 枚目	「所属等（当時）：」欄及び「所属等（現在）：」欄の下の不開示部分
	5 枚目及び 6 枚目	「階級・氏名」欄の下の不開示部分
文書 2	1 枚目及び 5 枚目	不開示部分全て
	3 枚目， 4 枚目及び 6 枚目	「所属等（現在）：」欄及び「階級・氏名：」欄
	4 枚目	「所属等（当時）：」欄